

2018年度よりメンタルケア心理士®認定試験実施形式変更及び メンタルケア心理士®・メンタルケア心理専門士®認定方法の変更

日頃より、当学会の事業活動にご理解、ご協力をいただいている皆さまに感謝申し上げます。さて、この度当学会では2006年の発足以来、構想してきた「こころの教育」の普及を目指すため、「こころ検定®」を発足することといたしました。つきましては、以下の通り今後変更をいたしますことご案内いたします。

1. メンタルケア心理士認定試験実施形式変更について

2018年度（7月実施試験）より、現行の試験実施形式である在宅試験からCBT試験へ変更いたします。なお、メンタルケア心理専門士試験実施形式は、従来通りとし、変更はありません。

<CBT試験とは>

全国47都道府県、全国約200会場のテストセンターにて、コンピューターを活用した試験を実施します。近年では、漢検や英検などの検定団体の他、大学の語学入試、大手企業の採用試験や社内評価試験などにおいても導入が進んでおり、21世紀の主流となる次世代型試験モデルと言えます。

2. メンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士認定方法の変更について

現行のメンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士認定試験はメンタルケア心理士が「こころ検定2級」、メンタルケア心理専門士が「こころ検定1級」と試験名称を変更します。メンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士の認定は継続され、こころ検定2級合格者は、メンタルケア心理士資格登録を行うことでメンタルケア心理士の称号が授与されます。同じく、こころ検定1級合格者は、メンタルケア心理専門士資格登録を行うことでメンタルケア心理専門士の称号が授与されます。

3. 本変更によるメンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士について

本変更によってもメンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士の認定は今後も継続してまいります。

詳細につきましては、平成29年8月下旬以降に随時、メンタルケア学会ホームページに掲載します。

平成29年7月10日
日本学会協議協力学術研究団体 メンタルケア学会